

要綱（骨子）

要綱（骨子）

第一 強姦^{かん}の罪（刑法第一百七十七条）の改正

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、五年以上の有期懲役に処するものとする。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とすること。

第二 準強姦の罪（刑法第一百七十八条第二項）の改正

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、第一の例によるものとする。

第三 監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設

一 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、刑法第一百七十六条の例によるものとする。

二 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第一の例によるものとする。

三 一及び二の未遂は、罰するものとする。

第四 強姦の罪等の非親告罪化

一 刑法第百八十条を削除するものとする。

二 刑法第二百二十九条を次のように改めるものとする。

第二百二十四条の罪及びこの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

三 一及び二の適用範囲

一及び二に係る規定（以下「改正規定」という。）により非親告罪化がされる罪であつて、改正規定の施行前に犯したものについては、改正規定の施行の際既に法律上告訴がされることがなくなつてゐるものを除き、改正規定の施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができるものとする。

第五 集団強姦等の罪及び同罪に係る強姦等致死傷の罪（刑法第百七十八条の二及び第百八十一条第三項）の廃止

刑法第百七十八条の二及び第百八十一条第三項を削るものとする。

第六 強制わいせつ等致死傷及び強姦等致死傷の各罪（刑法第八十一条第一項及び第二項）の改正

一 刑法第七十六条若しくは第七十八条第一項若しくは第三の一の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処するものとする。

二 第一、第二若しくは第三の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処するものとする。

第七 強盗強姦及び同致死の罪（刑法第二百四十一条）並びに強盗強姦未遂罪（刑法第二百四十三条）の改

正

一 次の1に掲げる罪又は次の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯した者は、無期又は七年以上の懲役に処するものとする。ただし、いずれの罪も未遂罪であるときは、その刑を減輕することが出来るものとする。

1 第一若しくは第二の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は第六の二の罪（第三の二の罪に係るものを除き、人を負傷させた場合に限る。）

2 刑法第二百三十六條、第二百三十八條若しくは第二百三十九條の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又

は同法第二百四十条の罪（人を負傷させた場合に限る。）

二 一ただし書の場合において、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除するものとする。

三 一の1に掲げる罪又は一の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯し、いずれかの罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処するものとする。